

平成26年度南大隅町議会定例会5月会議 会議録（第1号）

招集年月日 平成26年4月11日
招集の場所 南大隅町議会議事堂
開 会 平成26年4月11日 午前9時10分

開 議 平成26年5月22日 午前9時50分

応招議員

1番 浪瀬 敦郎 君	6番 日高 孝壽 君	10番 大塚 成章 君
2番 持留 秋男 君	7番 水谷 俊一 君	11番 大内田 憲治 君
3番 松元 勇治 君	8番 大久保 孝司 君	12番 川原 拓郎 君
5番 平原 熊次 君	9番 井之上 一弘 君	13番 大村 明雄 君

不応招議員 なし
出席議員 全員
欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定による出席者

町長	森田 俊彦 君	介護福祉課長	水流 祥雅 君
副町長	白川 順二 君	経済課長	尾辻 正美 君
教育長	欠席 君	教育振興課長	神川 和昭 君
総務課長	石畑 博 君	税務課長	川辺 和博 君
支所長	馬見塚 大助 君	建設課長	石走 和人 君
会計管理者	小田 清典 君	町民保健課長	田中 明郎 君
企画振興課長	竹野 洋一 君	総務課課長補佐	相羽 康徳 君
財産運用課長	伊比礼 純一 君	財政第1係長	中之浦 伸一 君

職務のための出席者 : (議会事務局長) 大久保 清昭 君 (書記) 加藤 友教 君

提出議案 : 別紙のとおり

会議録署名議員 : (9番) 井之上 一弘 君 (10番) 大塚 成章 君

議事の経過 : 別紙のとおり

散 会 : 平成26年5月22日 午前10時39分

▼ 開 議

議長（大村明雄君）

ただいまから、平成26年度南大隅町議会定例会5月会議を開きます。
議事日程表により本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめ配布したとおりであります。

▼ 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（大村明雄君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第121条の規定によって、井之上一弘君及び大塚成章君を指名します。

▼ 日程第2 審議期間の決定

議長（大村明雄君）

日程第2 審議期間の決定の件を議題とします。
5月会議の審議期間は、本日のみの1日間にしたいと思います。
ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、5月会議の審議期間は、本日のみの1日間に決定しました。

- ▼ 日程第3 報告第1号 南大隅町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- ▼ 日程第4 報告第2号 南大隅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- ▼ 日程第5 報告第3号 平成25年度南大隅町一般会計補正予算（第14号）の専決処分について
- ▼ 日程第6 報告第4号 平成25年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分について
- ▼ 日程第7 報告第5号 平成25年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）の専決処分について
- ▼ 日程第8 報告第6号 平成25年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分について

▼ 日程第9 報告第7号 平成25年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第4号）の専決処分について

議長（大村明雄君）

日程第3 報告第1号 南大隅町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてから、日程第9 報告第7号 平成25年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第4号）の専決処分についてまで、以上7件を一括議題とします。

提出者より報告を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

おはようございます。

ただ今、一括報告となりました、報告第1号から報告第7号までの7件についてご報告申し上げます。

報告第1号は、南大隅町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてであります。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等が平成26年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、町民税・固定資産税・軽自動車税に係る規定について、所要の改正を行い、去る3月31日に専決処分したものであります。

次に、報告第2号は、南大隅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてであります。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成26年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、去る3月31日に専決処分したものであります。

次に、報告第3号は、平成25年度南大隅町一般会計補正予算（第14号）の専決処分についてでございます。

本案は、平成25年度の地方交付税、県補助金及び町債等が確定したことに伴い、最終の予算調整を行うため、去る3月31日に専決処分したものでございます。

「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8千9百88万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億4千7百9万円としたものでございます。

主なものとしましては、歳出予算では、地域振興基金へ積み立てを行い、歳入予算では、地方譲与税及び地方交付税等を計上致しました。

また、「第2表 地方債補正」では、合併特例事業及び過疎地域自立促進特別事業等の限度額の変更を行ったところでございます。

次に、報告第4号は、平成25年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分についてでございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1千93万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億4千6百14万円としたものでございます。

主なものとしましては、歳出予算において、保険事業費等の決算見込みによる調整を行い、歳入予算では、国、県等の交付金について調整を行ったところでございます。

次に、報告第5号は、平成25年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）の専決処分についてでございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ百19万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8千百3万9千円としたものでございます。

歳入歳出の主なものは、工事費確定による事業費の減額及びそれに伴う地方債の減額等でございます。

次に、報告第6号は、平成25年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分についてでございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7千7百88万3千円としたものでございます。

主なものとしましては、不用額の減額及び県補助金、一般会計繰入金の調整を行ったところであります。

次に、報告第7号は、平成25年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第4号）の専決処分についてでございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ74万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億2千6百58万8千円としたものであります。

主なものとしましては、保険給付費等不用額の減額と、これに伴う一般会計繰入金等の減額であります。

詳細につきましては、担当課長に報告させます。

総務課長（石畑博君）

それでは、報告第3号 一般会計からご説明させていただきます。

まず、1ページをお願い致します。

平成25年度南大隅町一般会計補正予算(第14号)は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8千9百88万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億4千7百9万円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

5ページをお願い致します。

第2表 地方債補正 それぞれの事業費の確定による調整を致しております。

合併特例事業の限度額2億6百50万円を2百40万円減額し、2億4百10万円に、過疎地域自立促進特別事業の限度額9千1百90万円を2千3百90万円減額し、6千8百万円に、道路橋梁整備事業の限度額2億9千3百50万円を1千2百10万円減額し、2億8千1百40万円にそれぞれ変更し、合計で3千8百40万円の減額変更をするものであります。

主な減額の内容と致しましては、町道維持、乳幼児医療費助成、町道新設改良等の事業

費確定によるものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法は補正前と変更はございません。

次に8ページをお願い致します。

まず歳入でございますが、上段の2款 地方譲与税から10ページ下段の町債まで、それぞれ確定等による調整をおこなっております。

9ページでございますが、2段目でございます。

第10款 地方交付税につきましては、今回普通交付税に9千8百95万1千円を計上し、確定額の36億9千97万7千円に調整、特別交付税につきましては、今回1億2千1百56万6千円を計上し、決定額の3億5千1百56万6千円に対し、1億円を留保しているところでございます。

なお、歳出の11ページから13ページにつきましては、それぞれ各予算費目の細目について、それぞれの各事業、精算見込によります調整を致しております。

詳細につきましては、それぞれ明記してありますのでお目通しをよろしくお願い申し上げます。

なお、調整後の剰余金につきましては、11ページの上段になります。

2款 総務費 1項 総務管理費 16目 地域振興基金費に2億2千5百21万7千円を計上し、補正後、平成25年度末の地域振興基金積立額は、11億4千3百57万円となる見込みでございます。

以上、一般会計専決処分につきまして、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

町民保健課長（田中明郎君）

平成25年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)、平成25年度南大隅町の国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1千93万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億4千6百14万円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

6ページをお開き下さい。

まず、歳入でございますが、主なものをご説明致します。

3款 国庫支出金 1目 療養給付費等負担金 7百70万7千円を増額致します。3款 国庫支出金 1目 財政調整交付金 5百22万1千円を増額致します。4款 療養給付費等交付金 1目 療養給付費等交付金 2百18万円を増額致します。6款 県支出金 1目 県財政調整交付金 3百20万円を増額致します。9款 繰入金 1目 基金繰入金 2千9百95万5千円を減額致します。

8ページをお開き下さい。

2款 保険給付費 1目 一般被保険者療養給付金 1千99万円を減額致します。2目 退職被保険者等療養給付金 2百61万8千円を増額致します。3目 一般被保険者療養費百28万円を減額致します。

以上よろしくお願い致します。

建設課長（石走和人君）

それでは、報告第5号 平成25年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算(第6号)

について、ご説明致します。

平成25年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算(第6号)、平成25年度南大隅町の簡易水道事業特別会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正) 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ百19万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8千百3万9千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正) 第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

4ページをお開き下さい。

第2表 地方債補正(変更)でございます。起債の目的、簡易水道事業でございますが、限度額6百20万円を工事費等の確定から減額するものでございまして、補正後80万円減額しまして、限度額を5百40万円にするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同じでございます。

8ページをお開き下さい。

3. 歳出 1款 総務費 1項 総務管理費 2目 簡易水道管理費 15節 工事請負費は配水管敷設工事等の工事費確定により、百19万円を減額したものでございます。

7ページをお開き下さい。

2. 歳入 3款 繰入金 1目 一般会計繰入金 37万5千円の減額。6款 町債 1目 簡易水道事業債 80万円の減額等は歳出で申し上げました理由により減額したものであります。

以上、補足説明を終わります。よろしくご審議、ご決定方よろしく申し上げます。

支所長(馬見塚大助君)

報告第6号について、ご説明致します。平成25年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算(第5号)についてであります。

1ページをお開きください

平成25年度南大隅町の診療所事業特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正) 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7千7百88万3千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

6ページをお開き下さい。

歳入歳出ともに辺塚診療所医療施設運営費に係る予算計上でございます。

歳入でございますが、1款 使用料及び手数料 1項 使用料 1目の診療使用料3万7千円増額、2項 手数料 1目の証明手数料4千円増額、2款 県支出金 2目の医療施設運営費補助金 19万3千円減額し、3款 繰入金 1目の一般会計繰入金 11万9千円を増額しております。

7ページでございます。

歳出でございますが、1款 総務費 1目の辺塚診療所一般管理費の賃金、需用費、役務費、委託料と2款 医業費 1目の辺塚診療所医療用消耗器材費の需用費、委託料、4目の辺塚診療所医業用衛生材料費の需用費は、それぞれ不用額を減額しております。

以上でございます。

介護福祉課長（水流祥雅君）

次に報告第7号について、お願い致します。

平成25年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算(第4号)についてであります。平成25年度南大隅町の介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ74万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億2千6百58万8千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

6ページをお開き下さい。

歳入におきましては、給付費の実績及び見込みに伴い、保険料の調整並びに一般会計からの繰入を2百17万7千円減額しております。

7ページ、歳出におきましては、グループホーム等利用率の減に伴い、2款 保険給付費 1項 3目 地域密着型介護サービス給付費を99万3千円、また、この他実績に基づき減額したものでございます。

以上で、補足説明を終わります。

議長（大村明雄君）

ただいま報告がありました報告第1号から報告第7号について質疑はありませんか。

8番（大久保孝司君）

一般会計で質疑を致しますけれども、地域振興基金に積立てるという事に何ら異存もございませんし、私共の南大隅町は良い状況で推移しているとは思っております。

ただ、一番心配しているのが、平成25年度の積立がですよ、基金積立額がですよ、11億4千万程だったかなというふうに思っております。そして、取り崩しが1億を切るような9千8百万だったかなというふうな状況であると思っております。

こういう事を考えた時にですよ、町債の方が85億1千万、そして、基金積立が75億2千万、いわば10億ぐらいですよ、差額が。こうした中で、25年度の積立が11億もあると。それで26年度がこのような状況が続けば、いわば、基金の方が多くなり、地方債が減ってくる。そうして考えた時に一番心配しているのが、国からの交付金或いは交付税、こういったものに影響してくるのではないかと私自身が思っております。

そうした時に、やはり、議会報告会の中でも町民からも出た言葉なんですけど、こういったものを考えた時に、やはり、町民にしっかりと還元するような予算も立てるべきではないかという事も出ております。これを考えた時に、町としてどのように考えておられるか。私が今言った事が違いますよというのなら違いますよでいいです。ただ、私は一番心配しているのはそういった部分があるという事でございますので、町長としてはどのように考えてますか。

町長（森田俊彦君）

詳細につきましては、後ほど総務課長の方から説明させますけれども、大久保議員が言われますこの方向性的な部分の、基金積立と起債のバランスみたいなお話なんですけれども、これは、当初4年ほど前からの県知事の方からも、借りてでもキャッシュ・フローしろという指示等もありました。

そういう中で、今回の県政報告会の中でも知事が申されますのが、確実に2年後は交付金が減るだろうと。もうあてにはならないという、そういう方向性でございますので、基金の造成自体が起債を上回るという可能性のお話なんですけれども、何ら悪い事ではございませんし、また、国の政策がどういうふうにもた進んでくるかというのは今後の見通しとしては、逆に言うと、あるとかないとかの問題ではなくて、必然的に交付金は減ってくるだろうという見方でございますので、今後の動向の中では、悪い方向ではないという事だけは申し上げときたいというふうに思っております。

並びに詳細につきましては、また総務課長の方から答弁させていただきますので、よろしくお願い致します。

総務課長（石畑博君）

今、大久保議員がおっしゃいましたとおり、概略の数字でいきますと、現時の起債残高が84億9千万、そして、基金に対しまして申し上げますと、財調、減債、町有整備基金等の特定目的基金これが75億2百万程です。そして、定額運用基金が1億9千5百万、また特会の分の基金が3億3千万となっております、基金額全体を合計しますと、80億を超えるところです。80億3千万ぐらいです。

ここ数年間の財政の推移を申し上げますと、確かに、平成22、3、4と今の85億の起債に対しまして、所要の交付税が入ってくる訳ですけれども、その中で運用をしてきた結果が、こうして7億、8億のいわゆる基金積立が出来てきているところであります。

9年前に遡りましてですね、17年に考えますと、17年はですね、1億2千万しかできませんでした。18年が1億5千万、これは基金の積立ですね。逆に19年はですね、2億9千万取り崩しております。そして、20年から増えていきまして、20年が7億2千万、21が7億5千万、22が15億3千万という事で増えていっております、当然ですね、今の推移でいきますと、来年度は起債残高と特定目的だけの基金残高の合計の比較をしますと、逆転がですね、いわゆる貯金が多くなる事が見込まれるところであります。

じゃあ、そうした時に、じゃあ、どうなるかという中で、財政等ともこの話もしますけれども、今のところ基金額が上回るからという事ですね、法的なそういったペナルティはですね、ないんですけれども、やはり、そういった部分で町の財政状況が好転してきてとなりますと、やはり、財政のですね、国の省庁からは、これは予測ですけれども、何がしかのそういった見方をされるんじゃないかという気がしております。

しかしながら、今おっしゃいましたとおり、その事業運営の仕方に、やっぱり起債そしてこれの中に辺地と過疎、そして、合併特例がありますのでこれを活用しますと、当然ですね、7割、8割のいわゆる国費の補助みたいになるもんですから、逆転する中で、例えば、基金が85億に、10億また来年増えるとなったとした時に、じゃあ起債を増やしていくと、88億になった時に増えてもですね、特段に町の財政には問題はありません。

ただ、一般的にいう借金が多いというイメージがですね、一人当たりの町民の割合にした時に多いという事ですけれども、逆にそれ以上貯金もある訳ですので、一般的な数値でいうと借金の多い町となりますけれども、運用上は特段問題はございませんので、町長の方の3月の当初でも答弁があったとおり、今年が10周年の年でありますので、それに合わせてですね、いわゆる、このバラマキでない町民への還元をする、そういったお年寄りに対する部分とか、農業者の方々も高齢化になっておりますので、そういった方への支援とか、そこをですね、今現在検討中でありまして、要綱の策定等をですねしながら、町民の皆さま方、また、議会の方からもご理解をいただけるような運営をして、出来るような

ですね、運営の方法が一番良いのではないかと思います。

そして、27年から交付税が減っていきますので、当然5年間でですね、かなり減りますので、今貯められる時に貯めないといけないと。ただ今ですね、8億、9億財政上基金造成が出来る中が27年以降については貯金が思ったように出来ないという部分ですね、実際の運用の実態でありますので、そういった意味でご理解賜りたいと思います。

議長（大村明雄君）

他に質疑はありませんか。

7番（水谷俊一君）

今回専決で補正が行われた訳ですけれども、今回から報告という形になっていますので承認云々ではないんですが、町長の専決処分事項を議会が指定している部分があります。

この中で、会計年度末における議決済みの町債の借入額の増減、及びそれに伴う歳入歳出の補正。それと、会計年度末における地方交付税等の一般財源等、基金繰入金及び基金積立金増減、並びに法定負担のあるものに関する歳入歳出の補正、これしか認めてないんですね、会計に関しては。今回の分がそれに全て見合っているのかどうかという部分は、ここでどうこういう、報告ですので、言うことは出来ないとは思いますが、再度確認の上に、今後気をつけていただきたいというふうには思います。

（「最後、ちゃんと言って、聞こえなかった。」 と議長の声あり。）

いや、今回全て出された分が要するに基金の流れか、議決された債務に関する事項の変更であるならば認めるという、要するに専決を認めるという部分で条例には謳ってあるんですね。

だから、要するに賃金が変わったとかの増減云々っていうのは、それは年度末やっていたか、専決ではなく4月1日に開会していただいて、必要であればその時点でやっていたのが本意じゃないかなと私は思うんです。

ただ、今回は報告ですので、この出された事に関して云々は言えませんので、今回から議会が報告という形で取っております。だから、これが良いか悪いか私もここで問う事も出来ませんので、もう一回再考されて、本当に今回のこの専決が、全てこの条例どおりに行われたのかどうか、という内容の確認だけはしていただきたいというふうに思います。

町長（森田俊彦君）

総務課長に答弁させます。

総務課長（石畑博君）

確かに、水谷議員のおっしゃるとおりの話なんですけれども、直近の議会で報告となっております。

ただ、予算のですね、実務上がですね、4月1日が基本なんだろうけれども、なかなか実務上ですね、県等の補助金の精査とか、そういった時に実際それが出来ないのが実情にありまして、今回報告をさせていただいた中でも、今おっしゃったような条例上はそんな形ですけれども、運用上ですね、これまでもそういった形をしているものですから、そこについては、まだ今回5月の今日している中でもですね、まだ最終的なのですね、き

つちり出来ないのもあつたりしておりますので、財政上の運用じゃないですけども、実務の運用上ですね、そういった事が急に出来ないという事だけをご理解いただきまして、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（大村明雄君）

休憩します。

10 : 23
～
10 : 26

議長（大村明雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。
他に質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

▼ 日程第10 議案第2号 南大隅町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例制定の件

議長（大村明雄君）

日程第10 議案第2号 南大隅町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第2号は、南大隅町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例制定の件についてであります。

本案は、蔵団地の月額家賃を定める際の所得の範囲の改正でありまして、「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則」の一部が改正されたことによりまして、改正するものであります。

改正内容としまして、別表にあります 所得Aの範囲「20万円から32万2千円」を「15万8千円から25万9千円」に、所得Bの範囲「32万2千1円から60万1千円」を「25万9千1円から48万7千円」にそれぞれ引き下げるものであります。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い致します。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから、議案第2号 南大隅町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第2号 南大隅町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

- ▼ 日程第11 議案第3号 平成26年度南大隅町一般会計補正予算（第1号）について
- ▼ 日程第12 議案第4号 平成26年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第1号）について

議長（大村明雄君）

日程第11 議案第3号 平成26年度南大隅町一般会計補正予算（第1号）について、
日程第12 議案第4号 平成26年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第1号）
について、以上2件を一括議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第3号は、平成26年度南大隅町一般会計補正予算（第1号）についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ百56万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億9千百74万円とするものであります。

第1表 歳入歳出予算では、歳出予算に「不正請求に関する調査委託料」、「診療所事業繰入金」、「B & G指導者研修に係る旅費及び手数料」の計上を行い、歳入予算では、所要の財源として、「財政調整基金繰入金」を計上したものであります。

次に、議案第4号は、平成26年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3百57万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8千百31万6千円とするものであります。

今回の補正は、おぐら病院の診療開始に伴う「医師派遣委託料」及び「公用車運転委託料」の計上を行い、歳入予算では、所要の財源として「診療使用料」及び「一般会計繰入金」を計上したものです。

詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、よろしくご審議、ご決定下さいますようお願いいたします。

総務課長（石畑博君）

それでは、議案第3号 平成26年度南大隅町一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

まず、1ページでございます。

平成26年度南大隅町一般会計補正予算(第1号)、平成26年度南大隅町の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ百56万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億9千百74万円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

6ページをお願いします。

まず、歳入でございますが、18款 繰入金 1項 基金繰入金 3目 財政調整基金繰入金に、今回の補正予算の財源として、百56万4千円を計上致しております。

次に7ページをお願い致します。

歳出でございますが、上段の、2款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費に不正請求に係る専門機関への調査委託料として40万円。

中段の、4款 衛生費 1項 保健衛生費 7目 診療所費に診療所事業特別会計への繰入金として80万円。

下段の、9款 教育費 6項 保健体育費 1目 保健体育総務費にB & G指導者研修に要します費用として、旅費36万1千円と役務費、診断料でございますが3千円を計上致しております。

以上 よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

支所長（馬見塚大助君）

南大隅町診療所事業特別会計補正予算について、ご説明致します。

議案第4号 平成26年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算(第1号)、平成26年度南大隅町の診療所事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正) 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3百57万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8千百31万6千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

6ページをお開き下さい。

今回お願い致します補正額につきましては、おぐら病院の整形外科診療費に係るものでございます。

歳入でございますが、1款 使用料及び手数料 1目の診療使用料 大泊・郡診療所診療使用料 百21万円、佐多診療所診療使用料 百56万円、3款 1目の一般会計繰入金を80万千円増額しようとするものであります。

7ページをお願い致します。

歳出でございますが、1款 2目の大泊・郡診療所一般管理費の委託料は医師派遣委託22日と患者輸送委託、3目の佐多診療所一般管理費の委託料は医師派遣委託23日と患者輸送委託の増額をしようとするものであります。

以上、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

議長（大村明雄君）

議案第3号 平成26年度南大隅町一般会計補正予算（第1号）について、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第3号 平成26年度南大隅町一般会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号 平成26年度南大隅町一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

議案第4号 平成26年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第1号）について、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第4号 平成26年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号 平成26年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

10：37

～

10：38

（ 除斥 川辺税務課長 退場 ）

議長（大村明雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

▼ 日程第13 同意第1号 南大隅町固定資産評価員の選任について同意を求める件

議長（大村明雄君）

日程第13 同意第1号 南大隅町固定資産評価員の選任について同意を求める件を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

同意第1号は、南大隅町固定資産評価員の選任について同意を求める件についてであります。

本案は、本町の固定資産評価員に、南大隅町根占川北1278番地 川邊 和博 氏を選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議のうえ、同意くださいますようお願い致します。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、同意第1号 南大隅町固定資産評価員の選任について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、ご起立願います。

起立多数

議長（大村明雄君）

起立多数です。

したがって、同意第1号 南大隅町固定資産評価員の選任について同意を求める件は、同意することに決定しました。

暫時休憩します。

10:39
～
10:39

(川辺税務課長 入場)

議長（大村明雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

▼ 散 会

議長（大村明雄君）

以上で全部の日程を終了しました。

平成26年度南大隅町議会定例会5月会議を散会します。

散会 : 平成26年5月22日 午前10時39分